

# 令和6年度 予算案・機構定員の概要

## 目次

- ・ I 予算案の概要 . . . . . 1
- ・ II 機構定員の概要 . . . . . 4

令和5年12月

個人情報保護委員会

# I 予算案の概要

<令和6年度予算案総括表>

(単位：百万円)

	5年度 予算額	6年度 予算案	比較 増減額
個人情報保護委員会 合計	3,425	3,548	124
1. 個人情報保護法の円滑かつ適切な運用等	183	188	5
2. 事務・権限の拡大に伴う委員会の体制強化	197	161	△36
3. 国際連携の強力な推進	279	293	14
4. 個人情報及びマイナンバー制度における安心・安全の確保	192	196	4
5. デジタル社会における個人情報リテラシーを高めるための広報・啓発	141	151	10
6. 個人情報保護委員会の運営等	2,432	2,559	127

注1) 四捨五入の関係で計数は必ずしも一致しない。

注2) 政府情報システム経費 957 百万円 (5年度)、1,172 百万円 (6年度) は、デジタル庁に一括計上。

区 分	令和5年度 予 算 額	令和6年度 予 算 案	比 較 増 △ 減 額	増△減率
個人情報保護委員会 関 係 予 算	3,425 百万円	3,548 百万円	124 百万円	3.6%

## 1. 個人情報保護法の円滑かつ適切な運用等 188 百万円（5 百万円増）

令和3年5月に成立したデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「令和3年改正法」という。）が、令和5年4月1日から全面施行となったことから、行政機関等に係る規律についての施行状況調査を行う。

また、「3年ごと見直し」に向けた検討のため、個人情報保護に関する国際的動向、情報通信技術の発展、個人情報を活用した新産業の創出・発展の状況等を勘案し、個人情報等を取り巻く最新の動向を把握するための調査等を行う。

さらに、個人情報等を取り扱う各主体における官民や地域の枠又は国境を越えた個人情報等の適正な取扱いに関する各種施策に取り組む。

- ◇ 令和4年4月施行の行政機関及び独立行政法人等に係る規律や、令和5年4月施行の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に係る規律などについて、その施行状況把握
- ◇ 個人情報等の適正な取扱いに関する諸外国の法制度や、個人情報等を取り巻く最新の動向把握
- ◇ デジタル技術の飛躍的な進展による個人情報を取り巻く環境の急速な変化を踏まえ、国内外における個人情報に関連するデータ活用の実態把握  
等

## 2. 事務・権限の拡大に伴う委員会の体制強化 161 百万円（36 百万円減）

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号。以下「令和2年改正法」という。）及び令和3年改正法等により拡大した事務・権限を適切に執行するため、民間事業者や行政機関等における個人情報の取扱いを一元的に監視監督する組織体制を構築するとともに、個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、計画的に監視監督等を実施する。

- ◇ 漏えい等事案の報告について、セキュリティ専門機関も活用し適切に対応
- ◇ 個人データの第三者提供を行う事業者における、個人情報の取扱いに関する実態把握
- ◇ 個人情報等の取扱いに関する相談対応業務の強化  
等

### 3. 国際連携の強力な推進

293 百万円(14 百万円増)

個人情報を含むデータが安全・円滑に越境移転できる国際環境を構築するため、国際フォーラムでの議論や、米国・欧州等の各国・地域の関係機関等との協議等を通じて、D F F T（信頼性のある自由なデータ流通）の推進を図る。

さらに、最新の国際動向の把握に努めるとともに、外国の個人情報保護当局との執行協力体制の強化に取り組む。

◇ アジア太平洋プライバシー機関（A P P A）など国際会議の開催に向けた準備

◇ D F F Tの具現化に向け、各国のデータ保護機関等で構成される国際フォーラムにおいて、D F F Tの推進を働きかけるほか、事業者の国境を越えた活動を支援

等

### 4. 個人情報及びマイナンバー制度における安心・安全の確保

196 百万円(4 百万円増)

個人情報及び特定個人情報の適正な取扱いの確保のため、行政機関等の検査をはじめ、効果的かつ効率的な監視監督に向けた取組の強化を図る等、個人情報及び特定個人情報の取扱いについて国民の安心・安全が確保されるよう、各種取組を拡充する。

◇ 地方公共団体に対し、特定個人情報を含む個人情報の紛失・漏えい事故が発生した想定で初動対応訓練を実施

◇ 監視・監督システムによる情報提供ネットワークシステムの監視を適切に実施し、特定個人情報の不適切利用の早期発見と抑止を図る

等

### 5. デジタル社会における個人情報リテラシーを高めるための広報・啓発

151 百万円(10 百万円増)

デジタル社会において個人情報が適正に取り扱われるよう、監督活動や相談対応等を通じて把握した課題について、民間部門、公的部門双方の個人情報保護制度に関する司令塔として情報発信を行う。

また、消費者・生活者を始めとして、広く国民を対象に、個人情報リテラシーを高めるための広報・啓発活動を公式SNS等により積極的に展開する。

◇ 行政機関、地方自治体、民間事業者や関係団体とも緊密に連携し、令和2年改正法及び令和3年改正法施行後の法制度の意義や個人情報の取扱いについて、各主体の研修機会での情報提供や解説動画の配信等、多様な媒体を用いた周知啓発

◇ 消費者・生活者、こども等の各層に対して、効果的なコンテンツやメディアを活用しつつ、国民の「個人情報リテラシー」を高める取組

等

**6. 個人情報保護委員会の運営等** **2,559 百万円 (127 百万円増)**

個人情報保護委員会の運営に必要な人件費等・事務運営に必要な経費

## II 機構定員の概要

◇ マイナンバー法改正及び今般のマイナンバーカード等に係る各種事案を踏まえ、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な体制強化等、所要の体制整備を実施

### 定員

新規増員のほか、他府省からの振替により必要な体制整備を実施

(令和5年度末定員 221 名 → 令和6年度末定員 231 名)